

退職したとき

(1) 運転者証返納届

(2) 運転者証

※ 事業者は運転者が退職したら、直ちに（7日以内に）運転者証を返納しなければなりません。

※ 返納が遅れた場合は、「理由書」も提出してください。

令和 年 月 日

香川県タクシー協同組合 殿

住 所

事業者名

印

運 転 者 証 返 納 届

下記の運転者証を返納します。

登録番号	氏 名	事 由

返納の事由

- 登録の消除
(免停等) ・ 登録の取消処分
・ 最初の処分日数が40日以上
の免停、免許取消、免許失効
(免停・失効・免許取消は期日
期間も記入してください)
- 退 職 ・ 退職又は解雇
- 選 任 解 除 ・ 運転者としての選任を解き、事務職等に職種を変更した
・ 欠勤等により運転者としての選任を解いた
・ 指定地域外へ転出した
- 死 亡 ・ 登録運転者が死亡した
- 紛 失 発 見 ・ 紛失した運転者証を発見した

理 由 書

香川県タクシー協同組合 殿

当社運転者 の運転者証の 訂 正 が
返 納

(理由の概要) ため遅延しました。

今後は期限におくれないように注意しますのでよろしくお願いします。

令和 年 月 日

事業者 住 所

名称又は代表者名

印

運転者氏名

印

住 所

(注) 理由の概要にはイ. ~ホの理由を書き入れる。

イ. 運転者が欠勤していた

ロ. 運転者が帰郷していた

ハ. 運転者が病気で入院していた

ニ. 運転者証の管理が行き届かなく期限の経過しているのに気付かなかつた

ホ. その他 () の為)